

令和3年1月6日

寿都町議会 議長 小西正尚 殿

審査請求人 槌谷和幸 印

審査請求書

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び住所又は居所

氏名：槌谷和幸

住所：寿都郡寿都町字磯谷町鮫取潤 123

2 審査請求に係る処分の内容

実施機関が令和2年11月24日に審査請求人に対してした、審査請求人の令和2年9月23日付公文書開示請求（請求に係る公文書：①平成31年1月から令和2年11月に行われた寿都町議会の全員協議会の配付資料、議事録、録音資料の全て、②寿都町議会の全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容がわかる文書）に対する公文書非開示決定

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和2年11月25日

4 審査請求の趣旨

原決定を取り消す。

審査請求人の令和2年11月12日付公文書開示請求に係る公文書を全て開示する。

5 審査請求の理由

(1) 条例が町民の知る権利の保障を目的としていること

寿都町情報公開条例（以下「条例」という）1条は、条例制定の目的として、「町政に対する町民の知る権利を保障し、公文書の開示を請求する権利その他情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責任を全うし、もって町民参加による開かれた公正な町政の推進に資すること」を掲げている。

知る権利は、憲法21条が保障する表現の自由の前提として、国家・公共団体への情報の独占に対して国家・公共団体への情報開示を求める権利として理解される。そして、条例は、寿都町の町政に関して、町民の知る権利を具体化に保障するために制定されたものである。

(2) 条例が公文書を原則開示としていること

そして、条例7条は、情報公開請求があったときは、当該請求にかかる公文書を「原則として開示しなければならない」と規定しており、原則は開示であり、非開示とできるのは条例8条、9条各号所定の事由が存在する場合に限られるとしている。このことは、条例が町民の知る権利の保障のためのものであり、町民は、町政に関する情報については原則としてその開示を求め、情報にアクセスできる権利があることを踏まえたものになっている。

(3) 本件非開示の理由

実施機関は、審査請求人の公開請求に係る、①平成31年1月から令和2年11月に行われた寿都町議会の全員協議会の配付資料、議事録、録音資料の全て、②寿都町議会の全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容がわかる文書（以下「本件各公文書」という）を非開示とした理由として、「全員協議会には地方自治法上の会議公開の原則が適用されず、本議会においては非公開として取り決めされている」ため、条例8条2号に該当し、本件各公文書が開示してはならない公文書であるとしている。

条例8条2号は、「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され、又は当該法令等の解釈上その旨が明らかである情報」を開示できない公文書の一つとして挙げている。

実施機関の令和2年11月24日付公文書非開示決定は、条例8条2号を理由としているのだから、実施機関としては、審査請求人の請求にかかる本件各公文書が条例8条2号に該当することを、相応の資料に基づいて示す必要がある。

(4) 本件各公文書は条例8条2号に該当しないこと

ア 寿都町議会の全員協議会は、地方自治法100条12項の「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として設置されている（寿都町議会会議規則126条）。

まず、条例8条2号前段の「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され（ている情報）」に該当するかについて検討する。

この点、地方自治法上も、寿都町議会会議規則上も、全員協議会の配付資料、議事録、録音資料が開示できないとする明文の規定は見いだせない。また、審査請求人は、「寿都町議会の全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容がわかる文書」についても開示請求を行ったが、本件非開示は、その「取り決め」すら開示しないというものである。実施機関においては、全員協議会の議事録を非公開とするという法令の規定または明文

の「取り決め」の存在を明確に示せるのでなければ、条例の定める公文書原則開示の例外に当たることを相応の資料に基づいて示していることにはならない。

イ 実施機関は、令和元年12月9日に、令和元年12月4日に開示請求のあった公文書「令和元年11月20日開催の全員協議会要点記録」について開示決定を行っている。「取り決め」が存在するのであれば、この公文書が公開されることはなかったはずである。

そこで、実施機関の主張する、全員協議会を非公開とする「取り決め」の存在について、複数の町議会議員に確認した。すると、その「取り決め」は決定されたものではなく、明文化されていないとの教示があった。また、全員協議会の議事録についても非公開の取り決めは存在せず、現在、規定作成のための協議中であるとの教示があった。

今後、「取り決め」を作成するとしても、審査請求人が情報公開請求を行った時点では、明文化された「取り決め」は存在しないのである。実施機関は「取り決め」を根拠に非開示を決定したが、寿都町情報公開条例の言う「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され」た「取り決め」は存在しないのであるから、非開示決定は根拠がない。

ウ 次に、実施機関は「取り決め」の存在を理由としているので、条例8条2号後段の「当該法令等の解釈上その旨（引用注：開示することができない旨）が明らかである情報」に該当するという立場には立っていないものと理解されるが、念のため付言すると、地方自治法100条12項の解釈としても、寿都町議会会議規則126条の解釈としても、全員協議会の配付資料、議事録、録音資料が開示できないものであるとの解釈が明らかとは言えない。

全国市議会議長会 都市行政問題研究会の「情報公開と市議会に関する調査研究報告書」（平成12年2月）でも、全員協議会を公開することが望ましい場合があること、全員協議会については、議会の活動として、記録もとることが望ましいこと、その記録については、可能な限り公開を行うことが望ましいことを指摘している。

他の自治体に目を転じると、例えば、北海道別海町、清水町、岩手県奥州市、東京都杉並区、国立市、栃木県矢板市、愛知県犬山市、半田市、長久手市、長野県南箕輪村、京都府京丹後市など、多くの自治体が全員協議会の議事録や議事要旨を公開している（上記はごく一例であり、調べればもっと多くの自治体が見つかるものと考えられる）。このことから、全員協議会の性質上、非公開が当然であるとは到底言い得ない。

エ 以上より、本件各公文書は条例8条2号のいずれの要件に該当しないのであり、原則に立ち返って開示しなければならない。

（5）原子力における「公開」原則からも、本件各文書を開示すべきであること

審査請求人が寿都町議会の全員協議会に関する公文書の開示を求めるのは、今、寿都町を大きく揺るがしている高レベル放射性廃棄物の最終処分場に関する文献調査への応募の間

題がきっかけである。

「原子力基本法」の第2条には、「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」とある。これは「原子力3原則」と呼ばれ、日本の原子力研究・開発・利用においては、民主・自主・公開の3つを守らなくてはならないという規定である。

寿都町議会の全員協議会が非公開と取り決めていたとしても、そこで議論されている内容が原子力に関わるときには「原子力3原則」に従わなくてはならない。

平成31年1月から令和2年1月に行われた全員協議会においては、原子力政策のひとつである高レベル放射性廃棄物最終処分場に関わる議論が行われていたことはすでに明らかになっている。本件開示請求にかかる全員協議会の議事録の一部については、NHKの報道でその内容がある程度明らかにされており、何らかのルートで議事録が外部に公開されていることは明らかである。実施機関は、全員協議会の議事録については非公開とする「取り決め」が存在するというが、もしそうだとすれば、なぜNHKが入手するに至ったのか、実施機関は町民に対して説明すべきであるし、NHKの記者は知ることができても町民が知ることができないという道理はない。町民としては、NHKによる報道内容の真偽を確認するためにも、実際の議事録等の公開を受けて検証することが、知る権利との関係でも重要である。

実施機関としては、「原子力3原則」のひとつである「公開」原則を守り、全員協議会の議事録等を開示しなくてはならない。

(6) 結論

よって、原決定を取り消し、審査請求人の11月12日付公文書開示請求に係る公文書を全て開示されたい。

(7) 情報公開審査会への要望

ア 令和2年11月11日に、本件各文書と重なる公文書について、別の町民が行った開示請求にかかる情報公開審査会が開催された。寿都町で情報公開審査会が開催されるのは平成19年以来とのことで、審査委員の各位におかれては情報公開審査会の運営について不慣れな部分があったものと考えられる。そして、委員の中には、自らの意見の理由を特段説明しないまま結論だけ示すような方もおられて、そのような姿勢に対して、審査請求人は町民の一人として失望を覚えている。

イ 一方で、令和2年11月11日に行われた情報公開審査会は寿都町議会の全員協議会が非公開であるという明文化された「取り決め」が存在しているという前提の上で行われた。審査委員各位におかれては、寿都町情報公開条例の言う「法令等の規定により開示することができないと明文で規定され」た「取り決め」が実は存在しないことを認識して、審査にあ

たっていたきたい。

ウ 情報公開審査会に求められるのは、条例7条が情報公開請求にかかる公文書は原則開示としていることを踏まえ、実施機関が主張する例外事由としての条例8条2号に該当するのか否かを、委員各位の識見に基づき、実質的に審査することである。

そのためには、例えば、委員各位において、非公開の場で実施機関から本件各公文書の提示を受け、閲覧した上で審査するという手続き（「インカメラ審理」という。神奈川県藤沢市の情報公開審査会において実施された例がある。なお、情報公開審査会の委員は退職後も含めた守秘義務を負っており（条例25条）、「インカメラ審理」を行っても情報非開示が無に帰するわけではない）を行うなど、委員各位が主体的に情報公開審査会の審理に取り組み、その上で委員一人一人が自らの考えに従って意見を出しあい、答申を出していただきたい。

ことに、本件では、非開示決定の根拠となっている「寿都町議会の全員協議会の議事録が非公開だという「取り決め」の存在・内容がわかる文書」についてさえ非開示とされている。一方で、NHKは何らかのルートで全員協議会の議事録を入手しているのであり、そもそも、そのような「取り決め」が本当に存在するのかについても町民としては判断できない状況である。11月11日の審査会では、「取り決めがある」という実施機関の説明を鵜呑みにして、情報公開審査会においても非開示を是とする判断がなされていたように思われるが、本来、情報公開審査会において「インカメラ審理」によって調査すべき事柄である。

エ 情報公開審査会は、実施機関の諮問に応じ、条例の運営に関する事項を調査審議し、又は情報公開制度の在り方について町長に意見を述べることができる委員会であり（条例20条）、町長はじめ実施機関とは対等の関係にある。委員各位におかれては、町民の知る権利について町民からの付託を受けた立場と心得ていただき、町民目線に立った審査を期待したい。

6 実施機関による教示の有無及びその内容

以下の内容の教示を受けました。

1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、寿都町議会議長に対して、審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、寿都町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

7 添付書類

※【図解】 寿都町議会全員協議会の議事録を非開示とする「取り決め」の存在について

※子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会「事実確認についての問い合わせ」

※寿都町議会議員沢村國昭・幸坂順子・越前谷由樹・川地正人「事実確認について」

※全国市議会議長会都市行政問題研究会「情報公開と市議会に関する調査研究報告書」（平成12年）

https://www.si-gichokai.jp/comsetup/cmst_kyg/cmst_kyf/0502_thema1202.pdf

※藤沢市情報公開審査会「行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について（答申）」（藤沢市情報公開審査会答申第94号、2020年（令和2年）10月26日）

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/soudanc2->

[1/shise/johokokai/johokokai/shinsakai/documents/toshin94.pdf](https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/soudanc2-1/shise/johokokai/johokokai/shinsakai/documents/toshin94.pdf)